

令和3年生駒市議会（第1回）定例会議案

令和3年3月5日

生 駒 市

令和3年生駒市議会（第1回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 1 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
議案第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和2年度生駒市一般会計補正予算(第11回))	3～10
議案第 2 号	令和3年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 3 号	令和3年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 4 号	令和3年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	令和3年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 6 号	令和3年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和3年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 8 号	令和3年度生駒市下水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	令和3年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 10 号	令和2年度生駒市一般会計補正予算(第12回)	11～23
議案第 11 号	令和2年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)	24～26
議案第 12 号	令和2年度生駒市下水道事業会計補正予算(第1回)	27～29
議案第 13 号	生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例を廃止する条例の 制定について	30
議案第 14 号	生駒市犯罪被害者等支援条例及び生駒市営住宅条例の一部を改正する条例 の制定について	31～32
議案第 15 号	生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	33～34

議案第 16 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第 17 号	生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第 18 号	生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37～38
議案第 19 号	篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第 20 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	40～48
議案第 21 号	生駒市地域外来検査センター条例及び生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第 22 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	50～52
議案第 23 号	生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	53～92
議案第 24 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	93～95
議案第 25 号	損害賠償の額の決定について	96
議案第 26 号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について	97
議案第 27 号	市道路線の認定について	98
議案第 28 号	生駒市教育長の任命について	99
議案第 29 号	生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について	100
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	101

報告第 1 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和3年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

令和2年11月4日（水）午後5時50分頃

2 事故発生場所

生駒市小明町地内

3 損害賠償の額

149,985円

4 事故の概要

生駒台小学校付近の民家の擁壁に児童の氏名が落書きされていたことから、同校職員が落書きを消したところ、擁壁の塗装が剥がれ損傷したもの。

令和3年2月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 1 号

専決処分につき承認を求めることについて

令和2年度生駒市の一般会計の補正予算（第11回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年1月28日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 1 号

専 決 処 分 書

令和 2 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 1 1 回）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 3 年 1 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 2 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 1 回）

令和 2 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 1 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5, 5 9 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2, 3 8 7, 0 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		19,086,741	45,596	19,132,337
	1 国庫負担金	4,812,381	14,705	4,827,086
	2 国庫補助金	14,249,675	30,891	14,280,566
歳 入 合 計		52,341,493	45,596	52,387,089

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		5,324,651	45,596	5,370,247
	1 保健衛生費	2,973,238	45,596	3,018,834
歳 出 合 計		52,341,493	45,596	52,387,089

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
衛 生 費	保 健 衛 生 費	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業	9, 2 3 2

## 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 体 制 確 保 業 務	令 和 3 年 度	4 8, 7 9 8

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節分額		説明
				区	額	
3 衛生費国庫負担金	0	14,705	14,705	1 保健衛生費負担金	14,705	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	4,812,381	14,705	4,827,086			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節分額		説明
				区	額	
3 衛生費国庫補助金	35,127	30,891	66,018	1 保健衛生費補助金	30,891	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
計	14,249,675	30,891	14,280,566			

歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財源				
					その他	一般財源			
2 予防費	763,406	45,596	809,002	45,596 (国債) 14,705 (国補) 30,891		1 報酬	1,250	パートタイム会計年度任用職員	
						4 共済費	189	社会保険料等	
						7 報償費	1,848	謝礼	
						8 旅費	84	費用弁償	
						10 需用費	2,488	消耗品費 印刷製本費 医薬材料費	
						11 役務費	134	通信運搬費 保険料	
						12 委託料	39,493	健康管理システム委託料 新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業委託料 新型コロナウイルスワクチン接種委託 料	
						17 備品購入費	110	事務用備品	
計	2,973,238	45,596	3,018,834	45,596					

[単位 千円]

補正予算給与与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)		
補正後	( 660 ) 789	689,514	3,072,121	2,486,510	7,412,309	
補正前	( 655 ) 789	688,264	3,072,121	2,486,510	7,410,870	
比較	( 5 ) 0	1,250	0	0	1,439	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びびんぱーとタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
		補正後	80,520	111,948	267	195,859	754	158,385
補正前	80,520	111,948	267	195,859	754	158,385	42,949	
比較	0	0	0	0	0	0	0	

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
7,922	74,623	44,042	430,500	803,897	534,844	
0	0	0	0	0	0	0



議案第 10 号

令和 2 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 2 回）

令和 2 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 1 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 0 , 5 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2 , 6 0 7 , 6 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 地方消費税交付金		2,213,745	△257,057	1,956,688
	1 地方消費税交付金	2,213,745	△257,057	1,956,688
15 国庫支出金		19,132,337	46,857	19,179,194
	2 国庫補助金	14,280,566	46,857	14,327,423
16 県支出金		3,808,517	40,000	3,848,517
	2 県補助金	1,585,550	40,000	1,625,550
18 寄附金		109,601	61,433	171,034
	1 寄附金	109,601	61,433	171,034
19 繰入金		621,685	46,500	668,185
	1 基金繰入金	621,685	46,500	668,185
20 繰越金		1,038,817	60,629	1,099,446
	1 繰越金	1,038,817	60,629	1,099,446
21 諸収入		841,482	728	842,210
	4 雑入	831,973	728	832,701
22 市債		1,937,200	221,500	2,158,700
	1 市債	1,937,200	221,500	2,158,700
歳 入 合 計		52,387,089	220,590	52,607,679

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,863,006	106,857	4,969,863
	1 総務管理費	3,881,027	46,500	3,927,527
	2 徴税費	613,499	31,000	644,499
	3 戸籍住民基本台帳費	247,853	29,357	277,210
5 産業経済費		630,970	41,733	672,703
	1 農業費	182,835	41,733	224,568
6 土木費		3,096,148	42,000	3,138,148
	3 都市計画費	945,546	35,000	980,546
	5 下水道費	999,986	7,000	1,006,986
8 教育費		5,192,869	30,000	5,222,869
	2 小学校費	698,438	20,000	718,438
	3 中学校費	719,525	10,000	729,525
歳 出 合 計		52,387,089	220,590	52,607,679

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
民 生 費	社会福祉費	介護保険施設整備助成事業	61,091
産業経済費	農 業 費	土 地 改 良 事 業	49,840
土 木 費	道路橋梁 及び河川費	道路橋梁維持補修事業	30,582
		橋 梁 予 防 保 全 事 業	13,032
		生活道路安全対策事業	1,151
		企業誘致関連道路整備事業	15,282
		道 路 新 設 改 良 事 業	5,793
		河 川 水 路 改 修 事 業	919
	都市計画費	まちづくり推進事業	16,721
		公 園 整 備 事 業	35,000
	下水道費	下水道事業会計補助金	7,000
	教 育 費	小学校費	小学校施設整備事業

### 第 3 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災害復旧事業	5,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
地方税減収補填	197,400	〃	〃	〃

2 変更

[単位 千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良事業	2,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	4,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公園施設整備事業	42,300	〃	〃	〃	59,800	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 地方消費税交付金	2,213,745	△ 257,057	1,956,688	1 地方消費税交付金	△ 257,057	地方消費税交付金 地方消費税社会保障財源交付金	△ 115,537 △ 141,520
計	2,213,745	△ 257,057	1,956,688				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 総務費国庫補助金	1,091,443	29,357	1,120,800	2 戸籍住民基本台帳費補助金	29,357	社会保障・税番号制度導入事業補助金	
5 土木費国庫補助金	133,996	17,500	151,496	3 都市計画費補助金	17,500	公園施設長寿命化対策支援事業補助金	
計	14,280,566	46,857	14,327,423				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 産業経済費県補助金	50,200	40,000	90,200	1 農業費補助金	40,000	ため池等整備事業補助金	
計	1,585,550	40,000	1,625,550				

[単位 千円]

## (款) 18 寄附金

## (項) 1 寄附金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 一般寄附金	94,350	31,000	125,350	1	一般寄附金	ふるさと生駒応援寄附金 31,000
3 産業経済費寄附金	1,380	433	1,813	1	農業費寄附金	県営土地改良事業寄附金 433
5 教育費寄附金	6,171	30,000	36,171	3	小学校費寄附金	教育環境充実費寄附金 20,000
				4	中学校費寄附金	教育環境充実費寄附金 10,000
計	109,601	61,433	171,034			

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
10 職員退職給与基金繰入金	0	46,500	46,500	1	職員退職給与基金繰入金	46,500
計	621,685	46,500	668,185			

## (款) 20 繰越金

## (項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 繰越金	1,038,817	60,629	1,099,446	1	繰越金	前年度繰越金 60,629
計	1,038,817	60,629	1,099,446			

## (款) 21 諸収入

## (項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 雑入	830,752	728	831,480	4	雑入	728	基金精算金
計	831,973	728	832,701				

## (款) 22 市債

## (項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
3 産業経済債	2,900	1,200	4,100	1	農業債	1,200	県営土地改良事業債
4 土木債	118,300	17,500	135,800	2	都市計画債	17,500	公園施設整備事業債
8 災害復旧債	0	5,400	5,400	1	土木災害復旧債	5,400	
9 減収補填債	0	197,400	197,400	1	減収補填債	197,400	
計	1,937,200	221,500	2,158,700				

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		その他			
				特 国県支出金	地方債				
1 一般管理費	1,862,029	46,500	1,908,529		46,500 (繰入)	46,500	3 職員手当等	46,500	
計	3,881,027	46,500	3,927,527		46,500				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		その他			
				特 国県支出金	地方債				
1 税務総務費	400,225	31,000	431,225		31,000 (寄)	31,000	24 積立金	31,000 ふるさと生駒応援基金	
計	613,499	31,000	644,499		31,000				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		その他			
				特 国県支出金	地方債				
1 戸籍住民基本台帳費	246,598	29,357	275,955	29,357 (国補)		29,357	18 負担金補助及び交付金	29,357 通知カード・個人番号カード市町村負担金	
計	247,853	29,357	277,210	29,357					

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説明
				特定地方債		その他				
				国県支出金	地方債					
5 農地費	39,690	41,733	81,423	40,000 (県補) 40,000	1,200	433 (寄) 433	100	12 委託料	40,000	ため池調査委託料
計	182,835	41,733	224,568	40,000	1,200	433	100	18 負担金補助及び交付金	1,733	県営土地改良事業負担金

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説明
				特定地方債		その他				
				国県支出金	地方債					
2 公園整備費	716,402	35,000	751,402	17,500 (国補) 17,500	17,500			14 工事請負費	35,000	各公園等整備・補修工事
計	945,546	35,000	980,546	17,500	17,500					

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 5 下水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説明
				特定地方債		その他				
				国県支出金	地方債					
1 下水道費	999,986	7,000	1,006,986				7,000	18 負担金補助及び交付金	7,000	下水道事業会計補助金
計	999,986	7,000	1,006,986				7,000			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区	分	金額	説明
				財源						
				特 国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	578,155	20,000	598,155			20,000 (寄) 20,000	24	積立金	20,000	教育環境整備基金
計	698,438	20,000	718,438			20,000				

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区	分	金額	説明
				財源						
				特 国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	334,376	10,000	344,376			10,000 (寄) 10,000	24	積立金	10,000	教育環境整備基金
計	719,525	10,000	729,525			10,000				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)		
補 正 後	( 660 ) 789	689,514	3,072,121	2,533,010	7,458,809	
補 正 前	( 660 ) 789	689,514	3,072,121	2,486,510	7,412,309	
比 較	( 0 ) 0	0	0	46,500	46,500	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びびんぱーとタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
		補 正 後		80,520	111,948	267	195,859	754
補 正 前		80,520	111,948	267	195,859	754	158,385	42,949
比 較		0	0	0	0	0	0	0

夜 間 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7,922		74,623	44,042	477,000	803,897	534,844
7,922		74,623	44,042	430,500	803,897	534,844
0		0	0	46,500	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	会計年度任用職員			
		その他の増減分		
給料	会計年度任用職員以外の職員			
		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		
職員手当	会計年度任用職員以外の職員			
	46,500	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	退職に伴う増加分	扶養手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 単身赴任手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 通勤手当 千円 地域手当 千円 住居手当 千円 特殊勤務手当 千円 退職手当 千円 時間外勤務手当 千円 期末手当 千円 休日勤務手当 千円 勤勉手当 千円
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		

議案第 11 号

令和 2 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）

令和 2 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 0 2 4, 0 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		836,765	1,818	838,583
	2 基金繰入金	189,392	1,818	191,210
歳 入 合 計		11,022,185	1,818	11,024,003

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 諸支出金		34,200	1,818	36,018
	1 償還金及び還付加算金	33,100	1,818	34,918
歳 出 合 計		11,022,185	1,818	11,024,003

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 財政調整基金繰入金	189,392	1,818	191,210	1 財政調整基金繰入金	1,818		
計	189,392	1,818	191,210				

歳出

(款) 9 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説	明			
				特	財源					区	分	額
					国県支出金	地方						
3 償還金	1,000	1,818	2,818		1,818 (繰入)	1,818	22 償還金利子及び割引料	1,818	療養給付費交付金等精算返還金			
計	33,100	1,818	34,918		1,818							

議案第 12 号

令和 2 年度生駒市下水道事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 令和 2 年度生駒市下水道事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度生駒市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的収入	433,697	25,500	459,197
第 1 項 企業債	274,100	11,500	285,600
第 2 項 補助金	121,512	14,000	135,512

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	1,304,138	25,500	1,329,638
第 1 項 建設改良費	421,562	25,500	447,062

第3条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	52,100	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	63,600	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

第4条 予算第10条中「999,986千円」を「1,006,986千円」に改める。

令和3年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和2年度生駒市下水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	資本的收入		433,697	25,500	459,197		
		1 企業債		274,100	11,500	285,600	
			1 企業債	274,100	11,500	285,600	
		2 補助金		121,512	14,000	135,512	
			1 一般会計補助金	51,512	7,000	58,512	
			2 国庫補助金	70,000	7,000	77,000	防災・安全交付金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	資本の支出		1,304,138	25,500	1,329,638		
		1 建設改良費		421,562	25,500	447,062	
			1 新設改良費	367,852	14,000	381,852	委託料
			2 流域下水道建設負担金	52,149	11,500	63,649	

議案第 13 号

生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例を廃止する  
条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例を廃止する条例  
生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例（平成23年3月生駒  
市条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定により支援金の交付の決定を受けている団体に対する旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

（基金に属する現金の処理）

- 3 この条例の施行の際現に存する旧条例第12条に規定する基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に編入するものとする。

議案第 14 号

生駒市犯罪被害者等支援条例及び生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市犯罪被害者等支援条例及び生駒市営住宅条例の一部を改正する条例  
(生駒市犯罪被害者等支援条例の一部改正)

第1条 生駒市犯罪被害者等支援条例(平成31年3月生駒市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「者を」を「者その他これに準ずる者として規則で定める者(第10条第1号において「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等」という。)を」に改める。

第10条第1号中「親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)」を「親族(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む。)の関係」に改める。

(生駒市営住宅条例の一部改正)

第2条 生駒市営住宅条例(平成9年12月生駒市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「その他婚姻の予約者」を「、婚姻の予約者その他これらに準ずる者として規則で定める者」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和  
31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

期日前投票所の投票管理者	日額 16,000
期日前投票所の投票立会人	日額 14,000

を  
」

「

期日前投票所の 投票管理者	投票時間が11時間 30分の場合の投票 管理者	日額 16,000
	上記以外の投票管理 者	日額 16,000 円に投票時間数 を乗じて得た額 を、11.5で 除して得た額（ その額に100 円未満の端数を 生じたときは、

」

		これを切り捨てた額)	に改める。
期日前投票所の投票立会人	投票時間が11時間30分の場合の投票立会人	日額 14,000	
	上記以外の投票立会人	日額 14,000 円に投票時間数を乗じて得た額を、11.5で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	」

別表備考第5項を同表備考第6項とし、同表備考第4項中「(投票所(期日前投票にあつては、期日前投票所。以下同じ。))を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間をいう。)」を削り、同項を同表備考第5項とし、同表備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 この表において「投票時間」とは、投票所(期日前投票にあつては、期日前投票所。以下この項において同じ。))を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間をいう。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 16 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

- (1) 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）附則第23項
- (2) 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）附則第5項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒  
市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第21条の2 パートタイム会計年度任用職員が動物の死体処理、有害鳥獣等の  
捕獲若しくは駆除又は下水路の汚泥取出作業に従事したときは、特殊勤務に係  
る報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、日額400円とする。

第25条第2項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難いと認められる場合における通勤に係る費用弁償の支  
給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 18 号

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年12月生駒市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症対策業務手当の特例）

3 職員が次に掲げる作業に従事したときは、感染症対策業務手当を支給する。

この場合において、別表の規定は、適用しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある者が滞在する市内の施設内又はこれに準ずる区域として市長が認めるものにおける新型コロナウイルス

ス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、規則で定めるもの

4 前項の感染症対策業務手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、日額4,000円）

(2) 前項第2号の作業 日額1,200円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合には、日額1,500円）

5 同一の日において、附則第3項各号のいずれの作業にも従事した場合には、同項第2号の作業に係る感染症対策業務手当は、支給しない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年4月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

議案第 19 号

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例（昭和51年4月生駒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

教育環境整備 基金	生駒小学校の教育環境の整備資金（施設及び設備の整備に係るものを除く。）に充てるため	10,000,000	南貞男氏	令和3年
	生駒北小学校の教育環境の整備資金（施設及び設備の整備に係るものを除く。）に充てるため	10,000,000	南貞男氏	令和3年
	生駒北中学校の教育環境の整備資金（施設及び設備の整備に係るものを除く。）に充てるため	10,000,000	南貞男氏	令和3年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の 2 の項中

床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 125,000 円を加算した額
--	---

を

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 60,000 円(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ処理場、その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの(以下この項、7 の 2 の項、52 の 2 の項及び 52 の 3 の項において「工場等」という。)である場合には、17,000 円)を加算した額
床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 78,000 円(工場等である場合には、22,000 円)を加算した額
床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 125,000 円(工場等である場合には、52,000 円)を加算した額

に改め、

「162,000円」の次に「(工場等である場合には、77,000円)」を、「194,000円」の次に「(工場等である場合には、95,000円)」を、「227,000円」の次に「(工場等である場合には、117,000円)」を、「294,000円」の次に「(工場等である場合には、161,000円)」を加え、同表の7の2の項中

床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 125,000 円を加算した額	を
--	---	---

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 60,000 円(工場等である場合には、17,000 円)を加算した額	に改め、
床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 78,000 円(工場等である場合には、22,000 円)を加算した額	
床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に 125,000 円(工場等である場合には、52,000 円)を加算した額	

「162,000円」の次に「(工場等である場合には、77,000円)」を、「194,000円」の次に「(工場等である場合には、95,000円)」を、「227,000円」の次に「(工場等である場合には、117,000円)」を、「294,000円」の次に「(工場等である場合には、161,000円)」を加え、同表の51の項中「場合にあつては」を「場合には」に、

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	381,000 円(低炭素建築物適合計画である場合には、29,300 円)	を
--	---------------------------------------	---

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	297,000 円(低炭素建築物適合計画である場合には、18,700 円)	に、
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	381,000 円(低炭素建築物適合計画である場合には、29,300 円)	



		<p>法律第12項又は第13条第1項の規定による建築エネルギー性能に係る住宅の建築エネルギー性能に対する第11条第1項の規定による審査</p>	<p>の</p>	
			<p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>152,000円(工場等である場合には、41,000円)</p>
			<p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>245,000円(工場等である場合には、100,000円)</p>
			<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>320,000円(工場等である場合には、150,000円)</p>
			<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>384,000円(工場等である場合には、185,000円)</p>
			<p>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	<p>450,000円(工場等である場合には、230,000円)</p>
			<p>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p>	<p>583,000円(工場等である場合には、319,000円)</p>
		<p>建築物のエネルギー消費に関する法律第12項又は第13条第1項の規定による建築エネルギー性能に対する第11条第1項の規定による審査</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>18,700円</p>
			<p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>29,300円</p>
			<p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>84,000円</p>
			<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>132,000円</p>
			<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>166,000円</p>
			<p>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	<p>207,000円</p>
			<p>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p>	<p>289,000円</p>
52 の 3	建築物エネルギー消費性能確保計画	建築物のエネルギー消費に関する法律第12項又は第13条第1項の規定による建築エネルギー性能に対する第11条第1項の規定による審査	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>236,000円(工場等である場合には、25,000円)</p>





床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	151,000 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300 円)	を
--	---	---

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	115,000 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、18,700 円)	に、
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	151,000 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300 円)	

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額	を
---	---	---

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額	に改め、
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第 3 項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料の額 イ 共同住宅審査に掲げる手数料の額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料の額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料の額	

同表の 5 4 の項中「第 2 9 条第 1 項」を「第 3 4 条第 1 項」に、「第 3 0 条第 2 項」を「第 3 5 条第 2 項」に改め、同表の 5 5 の項中「第 3 6 条第 1 項」を「第 4 1 条第 1 項」に、「場合にあつては」を「場合には」に、「1 戸建ての住宅であつて基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「1 戸建ての住宅であつて基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)」に、「戸建住宅仕様審査」を「戸建住宅仕様等審査」に、「共同住宅であつて基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「共同住宅であつて基準省令第 1

条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)」に、「共同住宅仕様審査」を「共同住宅仕様等審査」に、

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	378,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、29,300 円)
--	--

を

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	293,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、18,700 円)
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	378,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、29,300 円)

に、

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	151,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、29,300 円)
--	--

を

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	115,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、18,700 円)
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	151,000 円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合には、29,300 円)

に改める。

別表第2の備考中第10項を第11項とし、第4項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定により算定する床面積は、当該建築物の増築又は改築の場合であって、当該増築又は改築に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により1次エネルギー消費量(同号イの1次エネルギー消費量をいう。)に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積とする。

別表第2の備考に次の1項を加える。

12 第4項の規定は、前3項の規定により算定する床面積について準用する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 21 号

生駒市地域外来検査センター条例及び生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地域外来検査センター条例及び生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(1) 生駒市地域外来検査センター条例（令和2年11月生駒市条例第28号）第1条

(2) 生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）附則第3条第1項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「31,200円」を「31,800円」に改め、同項第2号中「40,560円」を「41,340円」に改め、同項第3号中「46,800円」を「47,700円」に改め、同項第4号中「56,160円」を「57,240円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「63,600円」に改め、同項第6号中「74,880円」を「76,320円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。以下この項において」を「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下」に改め、同項第7号中「81,120円」を「82,680円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「93,600円」を「95,400円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「99,840円」を「101,760円」に改め、同項第10号中「109,200円」を「111,300円」に

改め、同項第11号中「115,440円」を「117,660円」に改め、同項第12号中「124,800円」を「127,200円」に改め、同項第13号中「137,280円」を「139,920円」に改め、同項第14号中「149,760円」を「152,640円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「18,720円」を「19,080円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「18,720円」を「19,080円」に、「24,960円」を「25,440円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「18,720円」を「19,080円」に、「43,680円」を「44,520円」に改める。

第5条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の算定に関する基準の特例)

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年3月生駒市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)」を  
「第  
第

4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条) に改める。  
5章 雑則(第33条) 」

第2条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、

法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第30号を同条第31号とし、同条第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同条第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援

事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備

すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

## 第5章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第32条において準用する場合を含む。))及び第15条第24号(第32条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年12月生駒市条例第47号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)」を「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)」を

5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)に改める。  
6章 雑則(第35条)」

第2条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において

書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形  
等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体  
物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定  
されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条  
第26号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するも  
のを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的  
方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で  
作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい  
う。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交  
付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）  
のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定  
されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、  
電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識すること  
ができない方法をいう。）によることができる。

（生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等  
を定める条例の一部改正）

第3条 生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基  
準等を定める条例（平成24年12月生駒市条例第53号）の一部を次のよう  
に改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第196条―第202条）」を「  
第  
第4節 運営に関する基準（第196条―第202条）  
10章 雑則（第203条）」に改める。

第3条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項  
を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう。」の次に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「をいう。」の次に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「をいう。」の次に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削

り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合

は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が市内の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が市内の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に、「第33条及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供

を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「関する規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加

え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「第59条の10第5項及び第59条の13第3項」を「第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「関する規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域におい

て、市内の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項の規定により市が定めた介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合には、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「関する規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第110条第1項中「）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介

護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」

を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「関する規程」と、「の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの

は「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着

型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」とを加える。

第151条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号まで及び同条第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(<sup>くう</sup>口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「関する規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア（イ）中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）を次のように改める。

（ウ） 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合には、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要か

つ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「関する規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第191条第11項中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「関する規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

本則に次の1章を加える。

## 第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、

第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第3条から第5条まで、第7条及び第8条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月生駒市条例第54号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条―第90条)」を「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する第5章 雑則(第91条)」を

する基準（第 87 条－第 90 条）

に改める。

」

第 3 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 8 条第 1 項中「又は施設」の次に「（第 10 条第 1 項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第 9 条第 2 項中「第 44 条第 7 項」の次に「及び第 71 条第 9 項」を加える。

第 10 条第 1 項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第 27 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 28 条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その

他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げ

る措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、市内の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機

能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項の規定により市が定めた介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合には、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「関する規程」と、の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために

必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条」を「第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)」に改め、「関する規程」と、の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、

同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

## 第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第15条第30号を同条第31号とし、同条第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 令和6年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第2条第5項及び第29条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第2条第5項及び第28条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービ

ス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅介護支援等基準条例第20条(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第19条(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び80条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 令和6年3月31日までの間は、新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準条例第32条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)
- 並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)
- の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ず

るよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 令和6年3月31日までの間は、新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第22条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 令和6年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であって、第3条の規定による改正前の生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第180条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

8 令和6年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第163条の2(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(<sup>くう</sup>口腔衛生の管理に係る経過措置)

9 令和6年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第163条の3(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型

サービス基準条例第175条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 11 令和6年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

議案第 24 号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第14号を同項第18号とし、同項第13号を同項第17号とし、同項第12号イ後段を削り、同号に次のように加え、同号を同項第16号とする。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知し

た場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知し

た場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項第11号を同項第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をい

う。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合には、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「充てんする」を「充填する

」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

損害賠償の額の決定について

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の額

20,191,473円

2 本件の概要

平成30年12月18日（火）、生駒市俵口町地内の市道に埋設されている水道管の破損による漏水に起因し、相手方1が所有する敷地法面の崩落及び建物の浸水により、建物に保管されていた相手方1及び相手方2が所有する自動車関連製品等を汚損させるに至ったことにより、原状回復等の損害賠償責任を負うものである。そして、相手方2が所有する商品の自動車が建物に保管されており、原状回復が終了するまで自動車を保管するための借地費用について損害賠償責任を負うものである。

令和3年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 26 号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
同組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって奈良県市町村総合事務組合から葛城広域行政事務組合を脱退させること及び奈良県知事の許可のあった日から奈良県市町村総合事務組合の規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

奈良県市町村総合事務組合規約（平成20年奈良県指令市町村第1143号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「、葛城広域行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

議案第 27 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	鹿畑町1号線	鹿畑町62番11先 鹿畑町61番11先	
2	東菜畑1丁目7号線	東菜畑1丁目180番3先 東菜畑1丁目175番8先	
3	東松ヶ丘線支線13号	東松ヶ丘1751番31先 東松ヶ丘1799番3先	

令和3年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市教育長の任命について

生駒市教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 原 井 葉 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和3年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について

生駒市政治倫理審査会の委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）第8条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 里 見 優

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 藤 次 芳 枝

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 大阪府東大阪市●●●●●●●●●●

氏 名 上 崎 哉

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和3年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 大 西 雅 美

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 大 西 宝 美

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 山 崎 憲 二 郎

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和3年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史